

19教科:2704h

18	機械システム実習Ⅲ (旋盤、フライス盤による技能検定2級課題製作)	204
19	機械システム実習Ⅱ (被服アーク溶接、TIG溶接等)	204
16	精密加工実習Ⅱ (研削盤・ラップ盤による加工)	204
17	精密加工実習Ⅰ (旋盤、フライス盤による製作、工具選定、測定評価)	204
15	精密デジタル生産実習Ⅰ (NC工作機械の操作、プログラミング)	136
14	総合システム実習Ⅱ (機械分野の技術領域の統合による設計から製作)	136
13	創成デザイン実習 (ものづくりにおけるデザイン開発)	68
12	機械工学実験Ⅱ (機械の特性評価、精度検査、加工結果の評価)	68
10	精密デジタル生産実習Ⅲ (CAD/CAMシステムによるモデリングから加工)	68
11	精密デジタル生産実習Ⅱ (NC工作機械による技能検定2級課題製作)	68
9	メカトロニクス実習Ⅱ (コンピュータ制御と自動制御機器の取扱い)	68
8	卒業研究	544
7	インターンシップ (工場実習・実務実習)	120
6	機械システム実習Ⅰ (普通旋盤・フライス盤・平面研削盤・卓上ボール盤)	204
5	情報処理実習 (コンピュータを活用したデータ処理)	68
4	メカトロニクス実習Ⅰ (電子機器の取扱い、アナログ/デジタル/信号処理)	68
3	機械工学実験Ⅰ (材料の熱処理特性や機械的性質)	68
2	総合システム実習Ⅰ (機械分野の技術領域の統合による設計・製図)	136
1	機械設計製図 (2次元CADによる規格部品の作図)	68
NO.	教科	時間

1428h

1276h

■カリキュラムの特徴と相違点

- 総合大は「ものづくり力」の習得を、北見工業大学は「実験・シミュレーション」を通じて理論の習得を重要視。
- 総合大は生産現場の実機(NC旋盤等)を使用して約1400時間の実習を実施。一方、北見工業大学では実機(NC加工機)を用いた実習は18時間程度で、実験等が中心。

14教科:1350h

14	創造基礎 (機構や構造物の企画・設計・製作)	135
13	CAE (CADによる物体のモデリングとコンピュータを活用した構造解析(有限要素法))	90
12	卒業研究Ⅱ	225
11	卒業研究Ⅰ	225
10	インターンシップ	45
9	生産システム実習 (加工技術と制御技術の実習:NC加工機など実機を使った加工、ロボットの制御など)	90
8	プログラミングⅠ (C言語等を用いたプログラミングなど)	135
7	創成工学Ⅰ (マイコンを使った機器制御について)	90
6	機械科学コース実験 (機械工学の基礎実験と発表会)	45
5	機械基礎実験 (機械工学の力学に関する基礎実験)	45
4	創成工学Ⅱ (CAEによる構造解析に基づき設計変更、改良等最適設計について)	90
3	機械要素設計演習Ⅰ (機械要素の動作、強度、役割を考えた設計演習)	45
2	機械設計製図Ⅱ (機械要素、機構を組み合わせた設計演習)	45
1	機械設計製図Ⅰ (製図訓練、機械の部品図や組立図の作成)	45
NO.	教科	時間

225h

1125h

※総合大は176単位(5600時間)以上、北見工業大は128単位(2865時間)以上が卒業要件であること。

総合大・長期課程の専門実技について

専門分野の習熟度

技能検定 2 級レベル

技能検定 3 級レベル

- 1 機械製図手書き作業
- 2 機械組立仕上げ作業
- 3 NCフライス盤作業
- 4 フライス盤作業
- 5 NC旋盤作業
- 6 普通旋盤作業
- (7) アーク溶接作業
- (8) ガス溶接作業

- 9 組織試験作業
- 10 機械試験作業
- 11 機械製図CAD作業
- 12 立体図作成作業
- 13 空気圧装置組立て作業
- 14 電気系保全作業
- 15 機械系保全作業
- 16 機械検査作業
- 17 超硬刃物研磨作業
- 18 研削作業
- 19 工作機械用切削工具研削作業
- 20 金型仕上げ作業
- 21 治工具地上げ作業
- 22 金作業
- 23 NCタレットパンチ板作業
- 24 射出成形作業
- 25 N C形彫り放電加工作業
- 26 ワイヤ放電加工作業
- 27 精密器具製作作業
- 28 マシニングセンタ作業
- 29 ホブ盤作業
- 30 横中ぐり盤作業
- 31 ボール盤作業
- 32 円筒研削盤作業
- 33 平面研削盤作業
- 一般熱処工作業

長期課程(機械システム工学科)で習得する
専門分野 → 33の職務に対応

専門分野の幅広さ

総合大

専門学科
(1088H)

専門実技
(2704H)

能力開発専門科目
(750H)

一般教養科目
(1292H)

5834時間

- (注1) 技能検定2級レベル……実務経験2年以上の中堅技能者が通常有すべき技能レベル
- 技能検定3級レベル…… “ 6ヶ月以上の初級技能者が ”
- (注2) 訓練する専門分野……技能検定の13職種31作業・溶接2作業に対応

② 職業訓練指導員の再訓練

- ・最先端の技術を習得するための再訓練を実施
 - ・離職者の就職支援のためのキャリア・コンサルティング技法等の再訓練を実施
- 毎年、指導員総数の約1/3に対して、再訓練を実施

○H20年度実績 156コース 1,618人(うち都道府県52% 機構33% 民間15%)

目的

カリキュラムの開発・充実 に向けたスキルアップ

レーザー加工技術、光通信技術等
専門的な知識や新技術の習得

就職支援の充実に向けた レベルアップ

キャリア・コンサルティング技法
等習得

訓練科の統廃合に伴う新たな 職種への転換

<例>
配管科 → 機械科
木工科 → 建築科

専門技術等研修

H20年度実績:91コース 741人

研修コース例
・レーザー表面改質技術
・光エレクトロニクス技術

訓練技法開発等研修

H20年度実績:57コース 851人

研修コース例
・キャリア・コンサルティング技術演習
・訓練コースの設定・改善等研修

職種転換等テーマ別研修

H20年度実績:8コース 26人

研修コース例
・3次元CADシステムによる射出成形
金型の設計
・今後の建築材料の新工法と管理技
術

雇用・能力開発機構の廃止等 について

雇用・能力開発機構の廃止について

平成 20 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)において、独立行政法人雇用・能力開発機構は「法人自体の存廃について 1 年を目途に検討を行う」と、同機構が運営する私のしごと館は「1 年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う」と明記されたことを踏まえ、今般、必要な見直しを行い、以下の措置を講ずることとした。

I 全般的事項

独立行政法人雇用・能力開発機構に係るこれまでの種々の問題の指摘等を勘案し、抜本的な改革を行う。

- ① 国の産業政策・中小企業政策等との連携を強化し、雇用対策や、国際競争力強化に資するものづくり支援の一環として、国の責任において職業訓練を行う組織とする。
- ② ユーザーである中小企業等の使用者や労働者の代表による組織運営への参画とコントロールが可能な仕組みを導入する。
- ③ 施設・設備の無駄の排除等のため、外部専門家から成る第三者委員会を設けるなど、資産の効率的活用を徹底する。
- ④ 各施設ごとに、地域の中小企業団体、各種教育訓練機関、地方公共団体、ハローワーク等の声を反映できる協議会を設けるなど、地域との連携を強化する。

その際、以下の観点から取組を進める。

- ⑤ 職業能力開発業務と職業能力開発以外の業務を切り離す。
- ⑥ 可能なものはできるだけ地方や民間にゆだねていくとの視点に立って、適切な役割分担を図る。その際、必要に応じ、地域の中小企業事業主等の意見を踏まえる。
- ⑦ 業務及び施設について、真に必要かどうかを精査した上で、不要なものについては廃止するなど、スリム化を図る。
- ⑧ 職業紹介業務を担うハローワークとの連携の強化に努める。
- ⑨ 業務移管による十分な統合効果の発揮に努める。

II 法人の廃止

独立行政法人雇用・能力開発機構は廃止する。

- ① 職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管する。
- ② その他の業務は、廃止又は独立行政法人勤労者退職金共済機構等へ移管する。

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管する業務については、同機構の既存業務とは区分経理し、厚生労働省が、産業政策及び中小企業の競争力強化に係る政策を所管する経済産業省に協議した上で、中期目標の策定、変更等を行う。

III 業務・組織の見直し

1. 職業能力開発業務

(1) 職業能力開発総合大学校

職業訓練指導員養成の在り方、コストパフォーマンスを抜本的に見直した上で、ものづくりに関するセンターオブエクセレンスとして、企業の競争力の強化に資する取組を行う。

(2) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）

財源（雇用保険料）及び人員を含め、各都道府県等の受け入れやすい条件を整備する。都道府県等が移管を希望するものについては、可能な限り移管する。

(3) 職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）

財源（雇用保険料）及び人員を含め、各都道府県等の受け入れやすい条件を整備する。都道府県等の移管希望を具体的に把握する。希望する都道府県等への移管に当たっては、ブロックごとに水準を維持して運営・実施できることを前提とする。

(4) 民間等への委託訓練

民間等への委託訓練の拡大を図る。委託訓練の内容が定型化しているものやモデルカリキュラム等に従えば実施できるものについては、都道府県に移管する。

2. その他の主な業務

(1) 事業主への相談・援助業務等

雇用管理に関する相談・援助・助成金業務は、都道府県労働局の業務と一体的に処理する。

(2) 勤労者財産形成促進業務

財形住宅融資業務は独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移管し、財形教育融資業務は廃止する。

(3) 雇用促進住宅に係る業務

雇用促進住宅に係る業務については、民間等への譲渡・廃止をするまでの間、暫定的に、関連する独立行政法人に移管する。

3. 私のしごと館業務

私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。その際、売却を含めた建物の有効活用に向けた検討を行うとともに、廃止に伴うコストの最小化という点に配慮する。

IV 実施時期

以上の改革に必要となる法制上の措置については、平成22年度末までを目途に講ずるものとする。なお、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手することとする。

雇用・能力開発機構の廃止について ～機構を廃止し、業務を他法人等へ移管～

【改革のポイント】

- ① 国の産業政策・中小企業政策等との連携の強化…(A)
- ② ユーザーである中小企業等の使用者や労働者の代表による組織運営への参画とコントロール…(B)
- ③ 無駄の排除等のため、外部専門家からなる第三者委員会を設置…(C) など

